

平成 23 年度東北地方太平洋沖地震に伴う

## 教育施設入居申込案内書

今回の募集は、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震に伴い住居を失った方に対し、生活環境の支援のため、教育施設本来の目的を阻害しない範囲において教育施設を提供します。

### 1 提供施設

施設名	所在地	構造
今治市しまなみふれあい交流館	今治市上浦町盛 2163 番地	R C 2 階建

宿泊室	内訳及び定員			
和室 5 室	4 名×3 室	8 名×1 室	1 2 名×1 室	(3 2 名)
洋室 5 室 (3 段ベッド設置)	1 2 名×3 室	2 4 名×1 室	2 7 名×1 室	(8 7 名)

※当施設は、瀬戸内しまなみ海道の中間点に位置し、校外活動・生涯学習などの研修や合宿を行う宿泊施設のため、調理室、食堂、浴室、トイレ等は共同でご利用していただくことになります。その他、研修室、体育館なども備えてあります。

### 2 必要書類

- (1) 今治市しまなみふれあい交流館行政財産目的外使用許可申請書
- (2) 誓約書
- (3) 罹災証明書（後日提出も可）
- (4) 住民票、運転免許証等住所地がわかるもの（後日提出も可）

### 3 入居の要件

- (1) 家屋の倒壊、損傷等の被災者は、原則として、市町村が発行する罹災証明書により確認する。ただし、申請時点で罹災証明を提出できない者については、自己申告に基づき被災者として確認することができる。この場合において、後日罹災証明書等の公的証明書を提出するものとする。
- (2) 原子力発電所の事故により、避難指示が出ている者については、住民票、自動車免許証等、被災前の住所地が対象地であることがわかる書面により確認する。ただし、申請時点で確認できない場合には、自己申告に基づき被災者として確認することができる。この場合において、後日住所地がわかる公的証明書等により確認を受けるものとする。

### 4 使用料 免除する。

### 5 使用期間

原則、入居後 6 か月とする。ただし、止むを得ない事由があると認めるときは、使用期間を更に 6 か月延長することができる。

なお、使用期間経過後は退去すること。

### お問い合わせ先

今治市教育委員会 社会教育課（富士火災ビル 5 階）

今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1 TEL 0 8 9 8 - 3 6 - 1 6 0 2